

# **女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画**

**令和3年3月**

**岩手県山田町**

# 山田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日  
山田町長  
山田町教育委員会  
山田町議会議長  
山田町選挙管理委員会  
山田町代表監査委員  
山田町農業委員会

山田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、山田町長、山田町教育委員会、山田町議会議長、山田町選挙管理委員会、山田町代表監査委員、山田町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## I 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## II 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

山田町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を適宜行うこととする。

## III 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局（以下「本町の機関」という。）において、一体的に女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

## 1 把握する項目

### (1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	男性	女性	合計	女性割合
平成30年度	5人	5人	10人	50.0%
令和元年度	6人	4人	10人	40.0%
令和2年度	5人	1人	6人	16.7%

### (2) 平均した勤続経年数の男女差

(令和2年4月1日現在)

	全体	男性	女性	男女差 (女性－男性)
全職種	13年9月	15年4月	10年8月	▲4年8月

※任期付職員、再任用職員及び令和2年4月1日付採用者は除く。

### (3) 職員一人当たりの月ごとの時間外勤務時間

(令和元年度)

	総時間外勤務時間	職員一人当たり
4月	2,585時間	15.5時間
5月	2,026時間	12.1時間
6月	1,621時間	9.7時間
7月	1,241時間	7.4時間
8月	1,248時間	7.5時間
9月	1,514時間	9.1時間
10月	1,411時間	8.4時間
11月	1,577時間	9.4時間
12月	1,201時間	7.2時間
1月	1,541時間	9.2時間
2月	1,909時間	11.4時間
3月	2,334時間	14.0時間
計	20,208時間	121.0時間
月平均	1,684時間	10.1時間

※職員一人当たりの時間数は、平成31年4月1日現在の職員数167人（時間外勤務手当が支給されない職員を除く）で単純に除したものである。

### (4) 管理的地位にある職員に占める女性割合

(令和2年4月1日)

管理職	男性	女性	女性割合
17人	13人	4人	23.5%

※管理職…管理職手当の支給対象職員

## (5) 各役職段階に占める女性職員の割合

(各年度4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30-R2年度)
課長・主幹	11.8%	13.3%	13.3%	1.5% <small>↑</small>
課長補佐	10.0%	3.2%	6.5%	▲3.5% <small>↓</small>
係長	36.0%	35.7%	31.4%	▲4.6% <small>↓</small>
副主幹	80.0%	80.0%	83.3%	3.3% <small>↑</small>
主査	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% <small>↑</small>
主任	60.0%	46.2%	41.7%	▲18.3% <small>↓</small>
主事・主事補	37.1%	42.2%	45.4%	8.3% <small>↑</small>
校務員	50.0%	50.0%	50.0%	0.0% <small>↑</small>

## (6) 男女別の育休取得率及び取得期間の状況

	男性			女性		
	取得可能 職員数	取得職員数	取得率	取得可能 職員数	取得職員数	取得率
平成29年度	12人	0人	0%	7人	7人	100%
平成30年度	6人	0人	0%	3人	3人	100%
令和元年度	4人	0人	0%	3人	3人	100%

○取得期間の状況（令和元年度）

【女性職員】

- ・一年未満：100%
- ・一年以上一年半未満：0%
- ・一年半以上二年未満：0%
- ・二年以上：0%

## (7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び合計取得日数の状況

	休暇区分	取得可能職員数	取得職員数	取得率
平成29年度	配偶者出産休暇	12人	9人	75.0%
	育児参加のための休暇	12人	0人	0.0%
平成30年度	配偶者出産休暇	6人	4人	66.7%
	育児参加のための休暇	6人	0人	0.0%
令和元年度	配偶者出産休暇	4人	4人	100.0%
	育児参加のための休暇	4人	0人	0.0%

○合計取得日数の状況（令和元年度）

- ・5日未満：100%
- ・5日以上：0%

## (8) セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

セクハラ等対策のための相談窓口を設置。

## 2 目標設定

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

### ◎ 長時間勤務関係の目標

#### 目標設定

現状分析においては、過度の時間外勤務は生じていない。ただし、所属部署においては偏った傾向もみられることから、今後、行政組織の見直しや人事異動等により各部署の均衡を図るとともに、子育て世代に配慮した職場環境づくりに努めるものとする。また、効率的な業務処理を進め、総実労働時間の短縮を図り、もって職員の健康保持増進及び日常業務における公務能率の向上を図るものとする。

### ◎ 継続就業及び仕事と家庭の両立関係の目標

#### 目標設定

現状分析において、配偶者出産休暇の取得率は令和元年度実績で100%であるが、育児参加の休暇の取得率が0%となっていることから、仕事と家庭生活それぞれの価値観について、子どもの誕生を機に見直すことの必要性などを啓発することにより、令和7年度までには取得率100%とする。

### ◎ 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係の目標

#### 目標設定

現状分析において、令和2年4月1日時点の係長級以上の職員の女性割合が18.5%となっていることから、令和7年度までに係長級以上の職員の女性割合を25%とする。

#### IV 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

Ⅲの2で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

##### ◎ 長時間勤務関係の問題

###### 取り組み事項

- ① 業務分担の見直しを定期的に行い各職員の業務量の平準化を図る。
- ② 毎年9月末時点で当該年における年次休暇の使用日数の累計が5日に達していない職員に対し、年次休暇の使用促進を行う。

##### ◎ 継続就業及び仕事と家庭の両立関係の問題

###### 取り組み事項

出産を控えている全ての男女職員に対し、管理職員または総務課担当による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇など）の活用促進を行う。

##### ◎ 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係の問題

###### 取り組み事項

職員の昇任・昇格等については、各種研修等を通じ全職員の資質の向上を図り、職員の意欲と能力の把握に努め、職員数の男女比率に準じた女性の各役職段階への登用に努めるものとする。